



関係法令による自家発電設備の規制の概要

自家発電設備を設置し、維持するには、様々な法令の規制を受けます。5月号では特に関係するものとして、電気事業法、消防法、建築基準法及び大気汚染防止法による自家発電設備の規制について、その概要を紹介します。

生徒 自家発電設備を設置し、維持するには、どのような法令の規制を受けるのか教えてください。

先生 規制を受ける主な法令として、電気事業法、消防法、建築基準法及び大気汚染防止法があげられます。これらの法令による自家発電設備の規制の概要は、次のとおりです。

1 電気事業法による規制の概要

電気事業法では自家発電設備を電気工作物の一つとして位置づけ、「※事業用電気工作物としての適用を受ける自家発電設備」について、設置者に対し設備の保安確保を図るために次の義務を課している。

※：事業用電気工作物としての適用を受ける自家発電設備

- ・ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関によるものは出力10kW以上のもの
- ・ガスタービンによるものは出力に関係なく全てのもの

(1) 技術基準への適合維持

自家発電設備を経済産業省令で定める技術基準に適合するよう維持する義務が課せられる。

(2) 保安規程の作成、届出及び遵守

自家発電設備の工事、維持及び運用に関する保安確保を図るため、保安規程を定め、使用の開始前に経済産業大臣に届出を行い、それを遵守する義務が課せられる。

(3) 主任技術者の選任及び届出

自家発電設備の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主任技術者を選任し、経済産業大臣に届け出る義務が課せられる。

(4) 工事計画書の作成及び届出

自家発電設備うち経済産業省令で定めるものの設置工事を行う場合、工事開始前にその工事計画について経済産業大臣に届出を行い、審査を受ける義務が課せられる。

(5) 安全管理検査

(4) の工事計画の事前届出の対象となる自家発電設備のうち、特定のものについては安全管理検査（自主検査又は定期検査）の義務が課せられる。

(6) 報 告

出力1,000kW以上の常用自家発電設備に対する運転状況の定期報告が、また、定められた事故が発生した場合の事故報告が課せられる。

2 消防法による規制の概要

消防法では自家発電設備を消防用設備等の非常電源として、また、火災予防条例等においては火気使用設備の一つとして位置づけ、防火対象物の関係者に対し次の義務を課している。

(1) 設置義務

建築物での火災の被害等を最小限度に止めるため、防火対象物の用途、規模等に応じて消防用設備等の設置が義務づけられている。このうち電源を必要とする屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等には、常用電源が停電した場合に備え、非常電源の設置が義務付けられており、その一つが自家発電設備である。

(2) 構造及び性能の基準

非常電源として設置される自家発電設備の構造・性能については、省令基準と告示基準（消防庁告示第1号：自家発電設備の基準）が定められ、この基準に適合するものでなければ設置できないこととされている。

(3) 設置場所の条件等

自家発電設備を設置する場合、設置場所の条件、各機器の保有距離が消防法令及び火災予防条例等で定められている。

(4) 届出及び検査

消防用設備等の非常電源である自家発電設備の工事着工と工事完了時の届出は、防火対象物に附置される消防用設備等の届出に付随して行われる。工事完了後の自家発電設備については、非常電源（自家発電設備）試験基準に基づく検査が消防機関により行われる。非常用以外の自家発電設備についても、設置しようとする場合、火災予防条例等により火気使用設備としての届出が義務づけられている。

(5) 点検及び報告

消防用設備等の非常電源として設置された自家発電設備を非常時に確実に作動させるため、消防法令で定める基準等（点検基準、点検要領）に基づき定期点検（半年及び1年）と点検結果の報告（1年又は3年）が義務づけられている。

(6) 危険物としての届出及び検査

自家発電設備の燃料は、消防法上「危険物」としての適用を受けることから、貯蔵・取扱う量により設置許可申請又は取扱届出を消防機関に行わなければならない。

3 建築基準法による規制の概要

建築基準法では自家用発電装置（建築基準法の呼び名）を建築設備の予備電源として位置づけ、建築主等に対し次の義務を課している。

(1) 設置義務

建築確認が必要な建築物のうち、特定の建築物の建築設備（非常用の照明装置、排煙設備等）については、防災上の観点から常用電源が停電した場合に備え、予備電源の設置が義務付けられ、その電源の一つが自家用発電装置である。

(2) 確認申請、確認審査及び検査

建築主は建築確認が必要な建築物を建築しようとする場合、建築主事等に建築確認申請を行い、建築主事等はこの申請に基づき審査し、工事完了時には建築法令に適合しているかを検査する。

自家用発電装置の申請、審査及び検査は、この一連の流れの中で建築設備の一つとして行われる。

(3) 定期検査と報告

(2) の建築確認が必要な建築物で特定行政庁が指定するものの建築設備は、おおむね6ヶ月から1年までの間隔で、定期的検査と報告が義務づけられている。また、建築設備の予備電源として設置される自家用発電装置については建築確認における定期的検査の中で行われる。

※：予備電源として設置される自家用発電装置や蓄電池設備の構造及び性能については、国土交通省告示等では基準が定められていない。そのため、消防法で規定する非常電源の技術基準に適合するものが、建築基準法の予備電源の構造基準を満たしているものとして取り扱われる。

4 大気汚染防止法による規制の概要

大気汚染防止法では自家発電設備から排出されるばい煙について、次の規制を設けている。

(1) ばい煙として規制される物質

次の物質が「ばい煙」として、排出ガス規制の対象となる。

・硫黄酸化物　・ばいじん（スス）・窒素酸化物等（有害物質であって政令で定めるもの）

(2) ばい煙発生施設としての適用を受ける自家発電設備

燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たりガスタービン・ディーゼル機関は50L以上、ガス・ガソリン機関では35L以上の自家発電設備が、ばい煙発生施設としての適用を受ける。

(3) ばい煙発生施設の届出

ばい煙発生施設に該当する自家発電設備は、経済産業省産業保安監督部へばい煙発生施設としての届出が義務づけられる。

(4) ばい煙の排出基準の適用

ばい煙発生施設に該当する定置型の常用自家発電設備（※移動用発電設備を除く。）には、ばい煙の排出基準が適用され、この排出基準の遵守とともにばい煙量等の測定、測定結果の記録と保存が義務づけられている。

なお、非常用施設として取り扱われる非常用自家発電設備については、排出基準の適用が猶予され、ばい煙量等の測定も対象外とされている。

※：移動用発電設備は、ばい煙発生施設に該当しないため、大気汚染防止法による排出ガス規制の対象外となっている。しかしながら、国土交通省の「排出ガス対策型建設機械指定制度」により、公共工事等で使用する場合は、当該制度による排出ガス規制を受ける。

(5) ばい煙の排出基準の種類

ばい煙の排出基準は、次の2つに大別できる。

- ・一般排出基準…全国一律に適用される国が定めた基準
- ・上乘せ排出基準…一般排出基準では不十分な地域の地方自治体が定めた基準